

騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準 参考資料2

(法定受託事務を処理するにあたりよるべき基準)

<h3>目的</h3>	自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握する。
<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 今回の会議で検討 </div> <h3>監視</h3>	<p>【基本的事項】</p> <p>(1)自動車騒音の状況の把握は面的評価による。(2)面的評価は道路端から50mにある全ての範囲を対象とする。</p> <p>(3)面的評価は監視対象道路を評価区間に分割し、評価区間毎に行う。評価区間は、自動車騒音の影響が一定と見なせる区間※に分割する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <small>※ 交通量等が概ね一定として分割されている道路交通センサス調査区間が基本的な単位。道路構造等が変化する場合はさらに分割</small> </div>
	<p>実施計画の策定※(毎年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <small>※ 当該年度にどの区間の基礎調査と面的評価を行うかを定めること</small> </div> <p>(1)監視地域に関する基礎調査の計画 (2)監視対象道路 (3)面的評価の計画 (4)その他面的評価に必要な事項(監視のローテーション等)について定める。</p>
	<p>監視地域※に関する基礎調査(毎年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <small>※ 監視地域とは 原則として2車線以上の道路(市道は原則4車線以上に限る)に面する地域であり住居等が存在する地域 (ただし、主要地方道に指定されている2車線の市道、周辺の県道と同等以上の交通量を有する道路等については監視対象とすることが望ましい。)</small> </div> <p>(1)土地利用状況の把握 (原則毎年、最低5年を超えない期間内)</p> <p>①環境基準の地域類型(変更の有無) ②道路網・道路改良の状況の変化 ③相当程度の土地利用の変化及び地形改変の有無</p> <p>(2)道路交通情勢の把握 (既存資料更新時)</p> <p>①道路の位置、名称、延長、交通量、速度 ②その他面的評価に必要な事項</p> <p>(3)道路の構造等の把握 (原則毎年、最低5年を超えない期間内)</p> <p>①道路構造(発生源と住居等の位置関係を明らかに) ②環境保全措置の実施状況 ③併設道路の有無</p> <p>自動車騒音の状況の把握(面的評価)(毎年)</p> <p>(1)沿道状況の把握 (原則5年)</p> <p>①住居等の属性(建物の位置、住居等の戸数、個別住居等の環境基準類型、必要に応じて周辺地形、建物用途・形状、建物周辺の障害物の有無)</p> <p>②地域の残留騒音(住居等を取りまく残留騒音の調査)</p> <p>(2)騒音発生強度の把握 (原則5年)</p> <p>現地(道路端)における測定を基本とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>ただし、各評価区間を道路構造、交通流等の観点から、音響特性が類似する評価区間群に整理し、類似する評価区間にあるいずれかの沿道騒音レベルを、整理した評価区間群の全体を代表する騒音レベルとして準用できる場合は現地における測定によらないことができる。</small> </div> <p>(3)騒音暴露状況の把握 (原則毎年)</p> <p>評価区間ごとに当該評価区間内の全ての住居等※のうち環境基準超過戸数及び割合を以下のいずれかの方法により把握する。</p> <p>①評価区間にある個々の受音点※で把握する方法</p> <p>②評価区間を代表する受音点で把握する方法(代表する受音点を選定できない場合など当該方法が不適切な場合は適用しない)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>ただし、過年度の沿道状況の把握の結果及び騒音発生強度の把握の結果が妥当と認められる場合は、これらを用いて騒音暴露状況の把握を行ってもよい。</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <small>※住居等とは、住居、学校、病院及びこれに類するもの ※受音点とは、個別の住居等における騒音影響を受けやすい面を代表する点</small> </div>
<p>報告(毎年)</p>	<p>市内の監視対象道路全ての評価区間が対象(バイパス整備など交通情勢の変化や騒音対策の変化等がない過年度評価区間も含めて報告する)</p> <p>(1)評価区間毎に住居等の騒音暴露状況、道路の状況、環境保全措置の実施状況</p> <p>(2)複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況</p> <p>(3)騒音発生強度の把握において調査された沿道騒音レベル、自動車の交通量及び速度</p> <p>(4)評価区間及び騒音発生強度の把握の地点に関する地理情報 等</p>

※ 緑字の部分は「自動車騒音常時監視マニュアル」から追記